

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市協働事業提案書



31 年 4 月 17 日

伊勢原市長 殿

住所 [REDACTED]
団体名 伊勢原市ひとり親福祉協会
(マーガレット)
代表者氏名 阿部 瞭子 [REDACTED]

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☒ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	働き方改革のためのPC講習会
添付資料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

団 体 概 要

31年4月1日 現在

団 体 名	伊勢原市ひとり親福祉協会 (マーガレット)	
所 在 地	[REDACTED]	
代 表 者	阿部 瞭子	
設 立 月 日	1979年 4月	
会 員 数	会員 60人 (うち伊勢原市民 60人) ※ 平成31年4月1日現在	
業 務 内 容	ひとり親家庭の生活を擁護し相互扶助をかん養し 会員の福祉向上と親睦を図る 1 会員相互の親睦と子供たちの健全育成のための交流会 2 各種講習会・勉強会など	
主な公益活動 の 実 績	ひとり親家庭に広く広報しての慰労バス旅行 英語であそぼ(年4回) 子供たちが英語に慣れる 道灌祭り・クリーンキャンペーンへの参加 サポセンフェスタへの参加	
連絡担当者	氏名	阿部 瞭子
	所属	ひとり親福祉協会 会長
	電話	[REDACTED]
	FAX	ナシ
	e-mail	[REDACTED]

協働事業実施計画書

協働事業名	働くママのためのPC講座
事業の目的	児童の貧困が問題視される今、ひとり親家庭では母親（ママ）の就労にPCの未習熟によるさまざまな困難がある。そこで働くママを対象に、パソコン技術の習得・スキルアップを図ることで、就業機会の拡大や、雇用内容の変更による賃金アップにつながることを期待して、初歩からのPC講座を開催する。
事業内容	・ひとり親福祉協会会員をはじめ、一般市民にも周知 ・会場：いせはら市民活動サポートセンター ・講師：いせはら市民活動サポートセンタースタッフ ・月毎に異なる4テーマ（初歩の初歩・ワード・エクセル・プリント等実践講座）を月3回（第2・3・4土曜日）の講座で習得していく。
スケジュール	2019年6月～9月の第2・3・4土曜日 13:30～15:30 全12回
協働の効果	会場および講師を市民協働課（いせはら市民活動サポートセンター）が提供することで、少ない費用負担で実現できる。 また、男女共同参画社会への一歩となり、児童の貧困問題解決に向けた一つの具体的取り組みともなる。
役割分担	（市民活動団体の役割） ・企画 ・運営（事前受付・講座当日の設営・受付・テキスト印刷など） ・受講者の動員（ひとり親家庭をはじめとする広報）
	（市の役割） ・広報（広報いせはら掲載・公共施設への募集チラシ配架） ・会場の提供（事前に優先予約） ・講師・テキストの提供（サポセンスタッフによる提供）

働くママのためのPC講習会に関する協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)と「伊勢原市ひとり親福祉協会(マーガレット)」(以下「市民活動団体」といいます。)は、「働くママのためのPC講習会」(以下「事業」といいます。)に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

ひとり親家庭や働くママなどの生活を擁護し、相互扶助の精神をかん養することで、参加者相互の親睦と子どもたちの健全育成を推進することを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るよう努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の実施に当たり、会場確保について協力します。
- ii 必要に応じ、広報や市ホームページ、チラシの配架など事業の周知に協力します。
- iii 講習会の講師の派遣を行います。
- iv 本事業実施に当たり、助言やアドバイスをを行います。

ウ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 事業の目的を達成するため、参加者の募集やテキストの作成、講師との調整、会

場設営を行います。

iii その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、令和元年10月31日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市とが協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和元年 5 月 30 日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎

(市民活動団体) 伊勢原市

伊勢原市ひとり親福祉協会(マー)

代表 阿部 瞭子